

【重要】・品川区担当を名乗り、本助成金の利用を促す電話勧誘にご注意ください。  
当区では個別で助成金の利用案内や特定の業者への申請委託を促すご案内は実施しておりません。  
・設備購入先（見積選定先）業者による代理申請は認めておりません。

# 令和7年度 省エネルギー対策・業務改善 設備更新助成金

助成額 最大 **80万円** 助成率 **4/5**

申請期間 令和7年9月1日（月）～ 令和7年12月26日（金）※先着順

製造作業やサービス提供に使用する既存設備を、**省エネルギー化もしくは業務改善が図れる設備へ更新**する際に要する経費の一部を助成します。

## 省エネルギー対策設備の事例

製造業：既存の製造設備から、  
省エネ化が図れる製造設備へ買替！

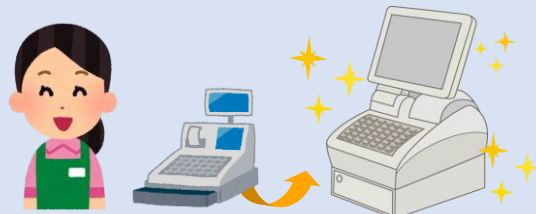


飲食業：既存の厨房設備から、  
省エネ化が図れる厨房設備へ買替！



## 業務改善設備の事例

既存のレジスターから、POS システム  
搭載のレジスターへ入替！



業務に使用している既存の印刷機を  
複合機へ入替！



本紙記載の内容は事業の概要です。  
**過去に同助成金へご申請いただいている場合でも、  
必ず本助成金の交付要領をご確認ください。**

（中小企業支援サイト URL）<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>



## 対象事業（抜粋）

次に掲げる要件全てを満たすこと

- (1) 申請事業者の事業活動に直接資する設備であること。
- (2) **製造作業や顧客にサービスを提供する際に直接用いる設備**であること。
- (3) 製造現場やサービス提供現場に導入する設備であること。
- (4) 既存設備の更新であること。※**新規購入・増設は対象外**です。
- (5) 既存設備と同程度以上の機能を有し、**燃料費や電力等の省エネルギー化が図れる設備**であること。  
または、新たな機能が追加された設備更新に伴い、**既存事業の業務改善が図れること**。
- (6) **交付決定後から令和8年3月6日（金）までに、契約・納品・施工・支払い等のすべての手続きが完了する設備**であること。



裏面もご覧ください。

## 対象経費

- (1) 設備・機械装置の購入費用
- (2) 当該設備・機器装置の搬入・設置にかかる費用

※ 助成金交付決定後に申請製品と異なる製造元・型番の設備を導入した場合は、原則助成対象外となります。

### 省エネルギー対策設備の例

製造業	製造機械・工作機械・検査装置・特殊自動車 等
飲食業	厨房設備・調理機械・食券機 等
建設業	建設機械・電気工具・特殊自動車 等
運輸業	大型トラック・大型バス・業務艇 等
医療業	医療用設備 等
	美容業 美容設備 等

### 業務改善設備の例

• 印刷機から複合機への更新	• POSレジへの更新
• 新機能が追加された決済端末への入れ替え	
• 新機能が追加された製造現場検査機器への入れ替え	など

※ 新札対応券売機についても機器入れ替えであれば対象

## 対象外経費（抜粋）

- (1) (昨年度も申請の場合) **令和6年度省エネルギー対策・業務改善設備更新助成の対象となった設備と同様のものを、同一の事務所・店舗等に導入する経費**
- (2) 1 設備につき10万円未満（税抜）（本体価格）のもの
- (3) 中古品、リース料、既存設備の撤去・処分費、修繕費、消耗品、ソフトウェア費用
- (4) **新規導入、増設にかかる経費全般**
- (5) 汎用性が高い設備（例：パソコン、タブレット、スマホ、カメラ、乗用自動車 等）
- (6) 事務所、トイレ、従業員休憩室等、事務所に設置される設備
- (7) 申請者の事業活動に直接使用していることが不明瞭な設備  
（例：家庭用家電、トイレ設備、LED 化工事、WIFI 設備 等）
- (8) 自社で保有しない、または他社と兼用する設備
- (9) 不動産賃貸業における賃貸物件に設置される設備
- (10) 申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族が経営する会社等）または、代表者の親族から購入する設備 他



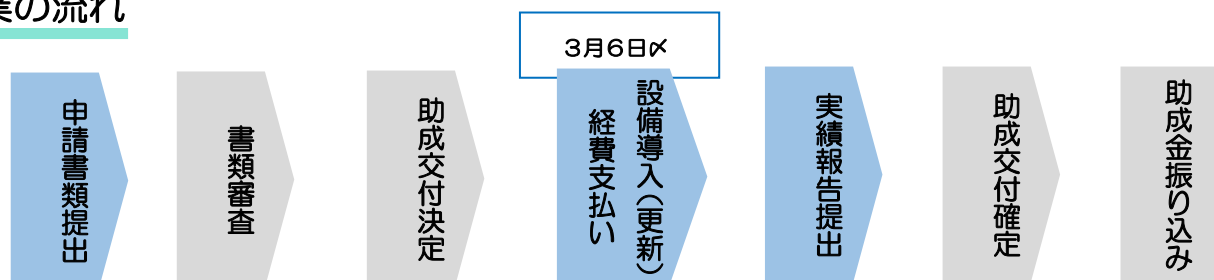
## 申請方法

### オンライン申請

「品川区中小企業支援サイト」より、品川区電子申請サービスへリンクしお申込みください。事業者名・住所・助成対象経費および助成金申請額等の必要事項をご入力いただくほか、必要書類をアップロードいただきます。

**入力項目・必要書類等については交付要領に記載がございます。必ずご確認ください。**

## 事業の流れ



【問い合わせ先】品川区地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

(TEL) 03-5498-6341 (FAX) 03-5498-6338